

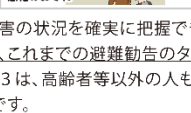
令和3年5月20日から

警戒レベル

4

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	  災害の おそれ高い   避難指示※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	  災害の おそれあり   高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	  気象状況悪化   大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	  今後気象状況 悪化のおそれ   早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で**  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
**警戒レベル3高齢者等避難で**  
**危険な場所から避難**  
しましょう。

内閣府〔防災担当〕・消防庁 「新たな避難情報」リーフレットより

- 事前に避難所までの避難経路を確認しておく。(避難所へ向かう途中に小さな河川がある場合や道路の高低差によっては、避難が困難になる場合があるため、あらかじめ避難経路を複数確認しておくことが必要)
- 外に避難することが危険と判断したときは、建物の高いところに避難する。
- 夜に大雨が予想されているときには、夕方暗くならないうちに避難する。

令和元年 10 月 25 日、千葉県では昼前から昼過ぎにかけて強い雨雲が発達して猛烈な雨が降り、25 日 00 時から 24 時までの総降水量は牛久で 285.0mm、大多喜で 276.0mm、佐倉で 248.0mm、鴨川で 246.5mm を観測し、記録的な大雨となりました。この雨の影響で、県内では土砂災害、浸水害、洪水の危険度が所々で極めて危険な状況（警戒レベル4相当）となり、その後、人的被害や建物等の被害、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電などの交通障害やライフラインへの影響などが発生しました。

地球温暖化の影響で、今後もこのような気象災害が起こる可能性があることから、水害の危険を知り、どんな状況でも自分の命を守り抜くためにはどうすれば良いかを考えましょう。

## 【内水氾濫（ないすいはんらん）と河川氾濫（かせんはんらん）】

**内水氾濫** 市街地などに短時間で局地的な大雨が降ると、雨の量が下水道などの排水能力を上回り、雨水があふれ出して建物や土地、道路などを水浸しにする現象を内水氾濫という。

**特 徴** ○降雨から浸水・冠水が発生するまでの時間が短い。

○河川から離れた地域でも浸水・冠水が発生する。

○浸水深は浅いので、無理に屋外へ避難するよりも頑丈な建物の 2 階以上へ移動した方が安全な場合が多い。

○地下空間や周辺に比べて低い場所（アンダーパスなど）においては、局所的に浸水の危険度が高くなる。



**河川氾濫** 大雨等により河川の水位が上昇し、堤防から水があふれたり、堤防が決壊したりして市街地に水が流れ出す現象を「河川氾濫（外水氾濫）」という。

街中で見られる小さな川と、河川敷にグラウンドがあるような大きな川（利根川など）では、流域面積が異なることで、被害の大きさや、氾濫までの時間が違う。

**特 徴**

**小さな川** ○大雨が降り始めるとすぐににごって川底が見えなくなる。

○狭い流域から水が一気に集まるため、家が建っている地面の高さまで水位が急上昇する。

○川から水があふれ、川沿いで浸水する。

○雨がやむと数時間で水位が低下する。

**大きな川** ○大雨が降り始めてから時間の経過とともに、少しずつ水位が上昇する。

○広い流域から水が集まるため水位がゆっくり上昇し、堤防の上の付近まで上昇する。

○川から水があふれたり、堤防が決壊したりして広範囲に渡り浸水する。

○雨がやんでも、浸水は長く続く。



*** 河川氾濫は大量の水が速い速度で一気に市街地に流れ込み、河川の近くではわずかな時間で住宅の浸水や倒壊、人的被害が起こる特徴がある。**

○住んでいる地域で雨が長く続いているときや、強い雨の時間が長いときは特に注意が必要。

○住んでいる地域で雨が降っていないくても、近隣の川の上流で大雨になっていると、やがてその水が流れてきて洪水・氾濫の危険性が高くなる。

○雨がやみ、水が引き始めても土地の低い所は浸水が深いところもあるので冠水している道は通らない。

東日本大震災や国の地震被害想定調査などから得られた科学的知見を踏まえ、平成 28 年 5 月に千葉県が発表した「千葉県地震被害想定調査結果」を参考に、地震への備えについて考えておきましょう。

表 千葉県北西部直下地震の被害一覧

平成 28 年 5 月 「千葉県地震被害想定調査結果について」より

建物被害	全壊・焼失棟数	約81,200棟
	半壊棟数	約150,700棟
人的被害	死者数	約2,100人
	(うち火災による)	約1,400人
	負傷者数	約25,100人
	(うち重傷者数)	約4,100人
	避難者数	約806,600人
	帰宅困難者数(最大)	約1,477,000人
ライフライン被害	電力被害(供給停止率)	約49%
	上水道被害(機能支障人口)	約2,612,200人
	下水道被害(影響人口)	約184,600人
	都市ガス(停止戸数)	約479,000戸
	LPガス(機能障害世帯数)	約82,100世帯
	エレベータ停止台数	約2,500台
	携帯電話(停波基地局)	約46%
	災害廃棄物	約7,789,300m ³
経済被害額	全体(直接被害)	約8.14兆円
	直接建物被害	約4.72兆円

# 1 想定した地震

## 千葉県北西部直下地震

### <震源>

習志野市と千葉市の境界付近  
深さ約50km

<マグニチュード> 7.3

# 2 揺れと主な被害

## ① 最大想定震度

震度 6 強  
(千葉市、習志野市他 26 市町)

## ② 液状化危険度

東京湾岸の埋め立て地を中心  
に液状化の可能性大

## ③ 全壊・焼失建物数

約 81,200 棟

## ④ 死者数 約2,100人

## ⑤ 帰宅困難者数

約 147 万人(県内に約 73 万人、  
県外に約 74 万人)

## ⑥ 避難者数

約 80.6 万人(最大)

## 首都直下地震でのライフラインの被害の様相

(参考平成 25 年 12 月 中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について(最終報告)」)

**上水道:**地震直後…1都3県で約3～5割が断水 1週間後…約2～3割が断水 1ヶ月後…9割の断水が解消

**下水道:**地震直後…1都3県で約1割が利用困難 1週間後…数%が利用困難 1ヶ月後…おおむね復旧

**電力:**地震直後…1都3県で約5割が停電 1週間後…約5割が停電のまま 1ヶ月後…ほとんど解消

**都市ガス:**地震直後…1都3県で約1～3割が供給停止 1週間後…数%～2割が停止のまま 1ヶ月後…1割以下停止のまま

**固定電話:**地震直後…1都3県で約5割が通話支障 1週間後…約5割が通話支障のまま 1ヶ月後…ほぼ解消

**携帯電話:**発災直後は基地局に非常用電源が整備されているため通信障害が発生する可能性は低いが、時間の経過とともに、非常用電源の燃料が枯渇し、機能停止が拡大する。

* 固定・携帯電話ともに、90%程度規制されるため、音声通信はつながりにくくなる(10回に1回程度しかつながらない)。

* 職員自身の多数の被災、他地域からの応援要員や燃料、運搬車両、工事車両の到着の遅延等で、復旧がもっと遅れることも予想される。ライフラインの復旧までの生活を考え、事前に備えておくことが必要である。

(※一都三県…東京、千葉、埼玉、神奈川)

○指定緊急避難場所（国土地理院のウェブ地図上で公開）  
災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所  
土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定

### 【指定緊急避難場所のイメージ】



土砂災害に対する  
指定緊急避難場所の例



地震、大規模な火事等に対する  
指定緊急避難場所の例

対象とする災害に  
対し、安全な構造で  
ある堅牢な建築物

対象とする災害の  
危険が及ばない学  
校のグラウンド・駐  
車場等

### ○指定避難所

災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくな  
るまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻  
れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した  
施設

### 【指定避難所のイメージ】



学校・体育館  
等の施設



公民館等の  
公共施設

国土交通省 国土地理院ホームページより

## 災害種別ごとに異なる指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所となる「指定緊急避難場所」は災害種別ごとに指  
定されている。災害発生時は、その災害に対応している指定緊急避難場所へ避難する。

### 例：大規模な火事の避難場所表示

（内閣府 防災情報のページより）

大規模な火事 Fire disasters	洪水 Flood from rivers	高潮／津波 Storm surge / Tsunami	土石流 Debris flow	がけ崩れ・雪崩 Landslide / Avalanche	
○	×	×	×	×	
ひなんばしょ 避難場所 Evacuation area			ちゅうおうこうえん 中央公園 Central park		

- ・避難場所を表す図記号（必須）
- ・災害種別一般図記号（必須）
- ・適不適表示マーク（適しているものに“○”を、不適には“×”を示す。）

- ・避難場所であることを記載（避難場所の名称記載例）
- ・外国語併記が望ましい（英語併記の例）

### 例：津波・高潮の際の避難場所表示

高潮／津波 Storm surge / Tsunami	洪水 Flood from rivers	大規模な火事 Fire disasters	土石流 Debris flow	がけ崩れ・雪崩 Landslide / Avalanche	
○	×	×	×	×	
ひなんばしょ 避難場所 Evacuation area			てんぼうこうえん 展望公園 Tenbou Park		

- ・避難場所を表す図記号（必須）  
津波避難場所図記号を用いた例（津波避難ビルの場合もある。）
- ・災害種別一般図記号（必須）
- ・適不適表示マーク（適しているものに“○”を、不適には“×”を示す。）

- ・避難場所であることを記載（避難場所の名称記載例）
- ・外国語併記が望ましい（英語併記の例）